

消防関係手数料

○改正理由

消防関係の手数料については、標準の手数料が国において規定されており、国の改正に合せ改正を行うもの。

事務名	現行の標準額	改定後の額
○消防法(昭和23年法律第186号)関係		
消防法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 貯蔵最大数量 10,000kl 以上 50,000kl 未満	1,580,000円	1,590,000円
同 貯蔵最大数量 50,000kl 以上 100,000kl 未満	1,940,000円	1,950,000円
同 貯蔵最大数量 100,000kl 以上 200,000kl 未満	2,260,000円	2,270,000円

※ 政令名:地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(令和元年政令第12号)

公布日:令和元年5月24日

施行日:令和元年10月1日